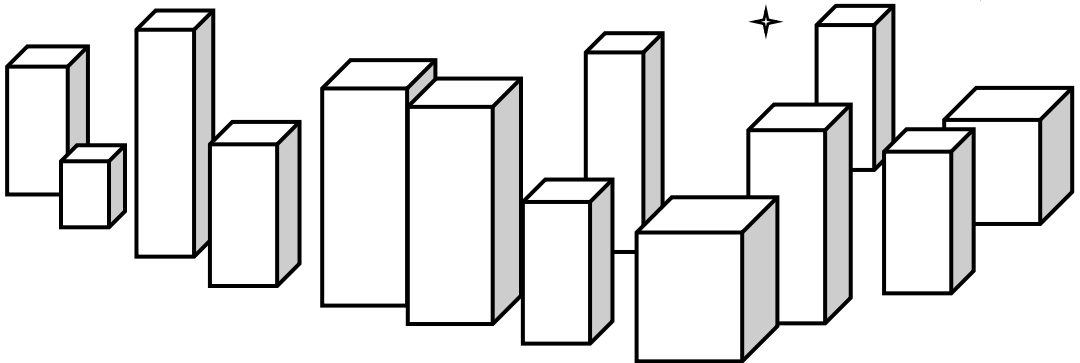


超速解！小玉塾

択一ALL in one 完成講座  
ガイダンス＜新春特別編＞

ガイダンス用レジュメ



司法書士

小玉 真義 専任講師

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA



# 憲法推論問題対策・最低限の知識集

## 過去問編

### 使い方

・各図表の左側だけを見て、図表右側の「ゴシック体」の部分を全て言えるようにしておいて下さい。

(「★21-1-1」と表記されているものは、過去問の出題歴です。)

## H21-1

<外国人の人権>

問題となる条文	日本国憲法 第三章 国民の権利及び義務
問題の所在	<b>憲法第3章の表題は「国民の」権利及び義務となっているけど、これって外国人に人権は保障されないってことなの？外国人に人権は保障されるの？</b>
A説 肯定説（権利の性質に応じて外国人の人権を保障する説）	①人権は前国家的・前憲法的な性格を有する。 （人権は、国家や憲法が成立する前から人間がそもそも持っているものという意味） ★Z1-1-イ ②憲法は国際協調主義を採用している。 （自国のことのみ専念して他国を無視してはいけないという意味） ★Z1-1-イ
A説の具体的内容 性質説	<b>権利の性質上適用可能な人権規定は、外国人にも及ぶ。</b> ★Z1-1-オ

次の対話は、外国人の人権に関する教授と学生との対話である。後記の文章群の中から適切な文章を選択して対話を学生の解答が論理的に正しい内容となるように完成させた場合、( ① ) から ( ⑤ ) までに入る文章の組合せとして最も適切なものは、後記1から5までのうちどれか。

教授： 外国人が憲法第3章で規定された基本的人権の保障の対象となるかどうかについては、否定説と肯定説とがありますね。これら二つの見解について、どのように考えますか。

学生： 否定説は、憲法は国民に対する国権発動の基準を示すものであり、憲法第3章の標題も「国民の権利及び義務」となっていることを理由としますが、私は、肯定説が妥当と考えます。なぜなら、( ① ) からです。

教授： 肯定説の根拠はそのとおりですが、肯定説を前提にして、憲法第3章で規定された基本的人権のうち、どのような人権が外国人に保障されるかについては、憲法の文言を重視する文言説と権利や自由の性質に応じて判断する性質説とがありますね。これら二つの見解について、どのように考えますか。

学生： 私は、性質説が妥当と考えます。この説は、( ② ) との考えに基づき、より妥当な結論を導くことができるからです。

教授： そうですね。では、文言説に対しては、どのようなことが指摘されていますか。

学生： 文言説に対しては、( ③ ) という指摘ができると思います。

教授： 文言説の問題点としてはその点を指摘することができますね。

次に、外国人に入国の自由が認められるかどうかについては議論がありますが、あなたはどのように考えますか。

学生： 私は、( ④ ) と考えます。判例も同様の立場をとっています。

教授： そうですね。

さらに、憲法上、我が国に在留する外国人に地方公共団体の参政権が保障されているかについても議論がありますが、あなたはどのように考えますか。

学生： 私は、( ⑤ ) と考えます。この点についても判例は同様の立場をとっています。

#### 〔文章群〕

ア 憲法第22条第2項は、「何人も」と規定しているが、国籍離脱の自由の保障は、もともと日本国民のみを対象としている

イ 憲法は、前国家的な人間の権利を保障するという思想ないし自然権思想に基づいて人権の規定を設け、国際協調主義を採用している

ウ 憲法第22条第1項は、外国人が我が国に入国することについては何ら規定をしておらず、国際慣習法上も、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではない

エ 入国の自由を保障している憲法第22条第1項は、「何人も」と規定しており、外国人に対しても入国の自由は認められる

オ 憲法によって保障された人権は、その性質に照らし、できる限り外国人にも保障すべきである

カ 憲法第93条第2項は、地方公共団体の長は、その地方公共団体の「住民」が、直接これを選挙すると規定しており、永住者等、我が国に在留する一定の外国人も、憲法上、地方公共団体の参政権を保障されている

キ 憲法は、国民主権の原理を採用している以上、憲法第93条第2項が我が国に在留する外国人に対して地方公共団体の参政権を保障したものとはいえない

#### (参考)

##### 憲法

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第93条 (略)

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

1 ①イ ②ウ ③エ ④オ ⑤カ

2 ①イ ②オ ③ア ④ウ ⑤キ

3 ①エ ②オ ③ア ④ウ ⑤カ

4 ①オ ②イ ③ア ④エ ⑤キ

5 ①オ ②イ ③エ ④ウ ⑤カ

正解…2

## H19-1. H15-2

<人権規定の私人間効力>

問題の所在	<b>人権規定は対国家防御権として規定されているはずだけど、私人間にも適用があるの？</b>	
歴史的流れとして押さえる		
A説	非適用説	<b>歴史的にみて、人権は対国家防御権だから。 ★19-1-ア. 15-2-1</b>
B説	直接適用説	<b>現代社会では、巨大な社会的権力から人権を守る必要がある。 ★19-1-ウ. 15-2-2</b>
C説	間接適用説 (折衷説)	<b>憲法を私人間に直接適用すると、私的自治が害される。 ★19-1-オ. 15-2-4 民法等の解釈に際して、憲法の価値判断を読み込めばいい。</b>
	C説への批判	<b>間接適用説の立場だと、「純然たる事実行為」が問題となっている場合に争えない。※ ★19-1-イ. 15-2-3</b>

※間接適用説からのあてはめ

- ① (私人による) 人権侵害を伴う解雇があった場合  
→「民法 90 条+人権規定の趣旨」で争うことができる。
- ② (私人による) 差別行為があった場合 (←「純然たる事実行為」の具体例)  
→そもそも民法で争えないから、間接適用説では争えない。

次の対話は、人権に関する規定が私人間にどのように適用されるかに関する教授と学生との対話である。後記の文章群の中から適切な文章を選択して対話を完成させた場合、( ① ) から ( ⑤ ) までに入る文章の組合せとして最も適切なものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

教授： 憲法の人権規定が私人間にどのように適用されるかについては、いわゆる直接適用説と間接適用説がありますね。これらの二つの見解について、どう考えますか。

学生： 私は、間接適用説が妥当と考えます。なぜなら、( ① ) と考えるからです。

教授： その理由からは、直接適用説又は間接適用説のいずれも、当然には導くことはできませんよ。では、直接適用説に対する批判としては、どのようなものがありますか。

学生： ( ② ) という批判があります。

教授： その批判は、沿革的なものですね。直接適用説を採用することにより生じる問題としては、どのようなことが考えられますか。

学生： ( ③ ) という問題が生じると考えられます。

教授： あなたが採る間接適用説の積極的な根拠は、どのようなものですか。

学生： ( ④ ) という理由です。

教授： では、間接適用説の限界として、どのようなことが指摘されていますか。

学生： ( ⑤ ) と指摘されています。

〔文章群〕

ア 憲法の人権規定は、国家を拘束するものであり、私人に向けられたものではない

イ 純然たる事実行為による人権侵害については、真正面から憲法問題として争うことができない

ウ 社会の中に巨大な力を持った国家類似の私的団体が数多く存在する現代においては、これらの社会的権力からも国民の人権を保護する必要がある

エ 私的自治の原則を尊重しつつも、社会的許容性の限度を超える侵害に対し基本的な自由や平等の利益を保護することができ、その適切な調整を図ることが可能である

オ 私的自治の原則が広く害され、私人間の行為が大幅に憲法によって規律されたり、かえって国家権力の介入を是認する端緒となる

- |   |    |    |    |    |    |
|---|----|----|----|----|----|
| 1 | ①ア | ②オ | ③エ | ④ウ | ⑤イ |
| 2 | ①ウ | ②ア | ③オ | ④エ | ⑤イ |
| 3 | ①ウ | ②オ | ③イ | ④エ | ⑤ア |
| 4 | ①エ | ②ア | ③イ | ④ウ | ⑤オ |
| 5 | ①エ | ②ア | ③オ | ④ウ | ⑤イ |

正解…2



憲法が定める人権規定の私人間における効力について、次の二つの見解がある。

第1説 憲法が定める人権規定は、直接、私人間にも適用される。

第2説 憲法が定める人権規定は、民法第90条の公序良俗規定のような私法の一般条項を媒介として、間接的に、私人間に適用される。

次の1から5までの記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 第1説は、第2説に比べて、基本的人権は国家権力に対して国民の権利及び自由を守るものであるとする伝統的な考え方により適合する。
- 2 「各種の社会的権力が巨大化した現代社会においては、憲法の定立する法原則が、社会生活のあらゆる領域において全面的に尊重され、実現されるべきである。」とする考え方は、第1説よりも第2説に適合する。
- 3 第1説から第2説に対して、純然たる事実行為による人権侵害に対する憲法による救済が困難になる可能性があるとの批判が可能である。
- 4 第1説から第2説に対して、私的自治の原則は市民社会の基本原則として妥当し、当事者の合意、契約の自由は原則として最大限に尊重されるべきであるとの批判が可能である。
- 5 第2説による場合、私人間の人権対立の調整は、専ら立法にゆだねられ、裁判所による介入は否定されることになる。

正解…3

## H16-3

### <公共の福祉>

※この論点については、しっかり理解しておかないと現場では解けません。

問題となる条文		<p>憲法 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に<u>公共の福祉のために</u>これを利用する責任を負ふ。</p> <p>憲法 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公共の福祉に反しない限り</u>、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p> <p>憲法 22 条 I 何人も、<u>公共の福祉に反しない限り</u>、居住、移転及び職業選択の自由を有する。</p> <p>憲法 29 条 II 財産権の内容は、<u>公共の福祉に適合するやうに</u>、法律でこれを定める。</p>
問題の所在		<b>各条文に「公共の福祉」という文言があるけど、これを根拠にどこまで人権制限をしても許されるの？</b>
A 説	一元的外在制約説	<b>基本的人権は、すべて「公共の福祉」によって制約することができる。その根拠は、12 条と 13 条に書かれている「公共の福祉」。なぜなら、12 条や 13 条は、人権についての包括的な規定だから（22 条&lt;職業の自由&gt;や 29 条&lt;財産権&gt;のような個別の規定に書かれている「公共の福祉」は特別な意味を持たない。）。</b>
	A 説への批判	<p>①「公共の福祉」を抽象的な最高概念としているから、人権制限が安易になされちゃう。 ★16-3-ア</p> <p>②「法律の留保」という文言を根拠に大幅な人権制限を認めていた明治憲法とほとんど同じになってる。 ★16-3-エ</p>
B 説	内在・外在二元的制約説	<b>12 条と 13 条を訓示的規定とみることにして、12 条と 13 条の「公共の福祉」に人権制約の根拠を認めないようにする。そして、権利に内在する制約のみ認める。もっとも、22 条&lt;職業の自由&gt;と 29 条&lt;財産権&gt;のいわゆる経済的自由権と、国家の積極的施策によって実現される社会権（憲法 25 条以下）については、「公共の福祉」を根拠に内在的制約を超える制約を認める。 ★16-3-オ</b>
	B 説への批判	<b>①13 条については、プライバシー権等の「新しい人権」を根拠付ける規定であると一般的に解釈されているけど、13</b>

		<p>条を訓示的規定とみるB説では、その解釈が不可能になっちゃう。</p> <p>★16-3-イ</p> <p>②「公共の福祉」という文言を、“国の政策的考慮に基づく公益”という意味に限定するのは不適切。                  (「公共の福祉」による制約について、経済的自由権と社会権に限定していることへの批判です。)</p>
C説	一元的内在制約説	<p>「公共の福祉」を、“人権相互の矛盾衝突を調整するための実質的公平の原理”とする。</p> <p>つまり、「公共の福祉」は全ての権利を制約する原理ではあるが、その制約はすべての人権に論理必然的に内在するものであるし、権利の性質に応じて制約の程度を異なるものとする。</p>
	C説への批判	<p>一見もっともらしいことを言ってるけど、抽象的な原則を示しているだけだから、具体的基準が不明確。</p>

※内在的制約…ex. 他者の人権との関係で制約せざるを得ないもの。

外在的制約…ex. 社会一般の利益のために制約するもの。

公共の福祉による基本的人権の制約について、次の二つの見解がある。

第1説 すべての基本的人権は、「公共の福祉」によって制約されるものであり、憲法第12条及び第13条の「公共の福祉」は、基本的人権を制約する際の憲法上の根拠となる。

第2説 基本的人権が「公共の福祉」によって制約され得るのは、憲法第22条及び第29条のように、特に個別の人権規定において「公共の福祉」による制約が認められている場合に限られる。

次のアからオまでの記述は、第1説又は第2説のいずれかに関するものであるが、「この説」が第2説を指すものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア この説に対しては、「公共の福祉」を抽象的な最高概念としてとらえる考え方と結び付きやすく、基本的人権が安易に制限されるおそれがあるという批判が可能である。

イ この説に対しては、憲法第13条が訓示規定であるとする、同条を、憲法に列挙されていない、いわゆる新しい人権を基礎付ける包括的な人権条項と解釈することができなくなるのではないかとの問題を指摘することができる。

ウ この説は、憲法第13条が、基本的人権について、「公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定め、必要最小限度の規制の原則を宣明していることも、同条に法的意味を認める理由の一つとする。

エ この説に対しては、明治憲法と同じように、基本的人権の保障について「法律の留保」を認めたことと同じになってしまうのではないかとの問題を指摘することができる。

オ この説も、基本的人権が絶対無制約であると主張するわけではなく、基本的人権にはその性質上当然に伴うべき内在的制約が存することを認めることになる。

- 1 アイ    2 アウ    3 イオ    4 ウエ    5 エオ

正解…3

## H22-1

<法の下での平等>

問題となる条文		憲法 14 条 I すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
(論点 1) 「法の下」の解釈		
問題の所在		<b>法「の下」と条文が言っているから、法の内容自体が平等である必要はないの？</b>
A 説	立法者拘束説 (法内容の平等を要求する説)	①裁判所に違憲審査権が認められている(憲法 81 条)。 (つまり、立法権からも人権を保護するための規定が憲法上あるということ) ★ZZ-1-E ②法の内容自体が不平等なら、それを適用しても平等にはならない。
(論点 2) 「平等」の解釈		
問題の所在		<b>「平等」という意味は、全く一律の平等を意味するの？</b>
A 説	相対的平等	<b>不合理な差別的扱いは禁止し、合理的区別は許す。</b> ★ZZ-1-B

次の文章は、法の下の平等に関する文章である。( )の中に後記の語句群の中から適切な語句を選択して文章を完成させた場合、( A )から( E )までに入る語句の組合せとして最も適切なものは、後記1から5までのうちどれか。

憲法第14条は平等原則を規定しているが、「平等」の意味には、幾つかの考え方がある。これらのうち、( )とは、現実の様々な差異を捨象して原則的に一律平等に取り扱うこと、すなわち、基本的に( A )を意味するが、これに対し、( )とは、現実の差異に着目してその格差是正を行うこと、すなわち、( )を意味する。また、「平等」の意味を、相対的平等、すなわち、等しいものは等しく取り扱い、等しくないものは等しくなく取り扱うべきであるという意味に理解すると、その帰結は、( B )ということになる。

また、憲法第14条第1項が規定する「法の下での平等」については、法を執行し適用する行政権と司法権による差別を禁止するという( )を意味するという考え方と、法そのものも平等の原則に従って定立されるべきであるという( C )をも意味するという考え方がある。前者の考え方に立てば、法の下での平等の原則に、立法者は( D )という考え方につながりやすいこととなる。憲法第81条が裁判所に違憲審査権を認め、現実に裁判所が法令違憲の判決を下すことができるのは、( E )になじむものである。

【語句群】

- ア 法内容の平等
- イ 法適用の平等
- ウ 形式的平等
- エ 実質的平等
- オ 機会均等
- カ 配分ないし結果の均等
- キ 拘束される
- ク 拘束されない
- ケ 差別的取扱いが絶対的に禁止される
- コ 不合理な差別的取扱いだけが禁止され、合理的区別は認められる
- サ 前者の考え方
- シ 後者の考え方

- 1 Aカ Bコ Cイ
- 2 Aカ Bケ Dク
- 3 Aオ Cア Eサ
- 4 Bコ Dク Eシ
- 5 Cア Dキ Eシ

正解…4

## H23-1

<海外渡航の自由>

<p>問題となる条文</p>	<p>憲法 13 条                  すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p> <p>憲法 22 条                  I 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。                  II 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。</p>
<p>問題の所在</p>	<p><b>海外渡航の自由って、22 条 1 項の「居住・移転」にも、22 条 2 項の「外国移住」にも、13 条の「幸福追求権」の一種にも含まれそうだけど、いったいどの条文で保障されるの？</b></p>
<p>A 説</p>	<p>22 条 2 項説 (判例・通説)  <b>外国移住に一時的な海外渡航も含めて解釈する。</b>  <b>★23-1-ア</b></p>

次の対話は、海外渡航の自由に関する教授と学生AからEまでとの対話である。教授の質問に対する次のAからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に合致するものは、幾つあるか。

教授： 海外渡航の自由が憲法上保障されるという点については学説上争いがありませんが、その根拠規定についてどのように考えますか。

学生A：ア 私は、憲法第22条第2項で保障されている「外国移住」の自由と「国籍離脱」の自由のうち、「国籍離脱」の自由に含まれると考えます。日本国の主権から永久に離脱する自由を認める以上、日本国の主権の保護を受けながら一時的に日本国外に渡航する自由が含まれるのは当然だからです。

学生B：イ 私は、憲法第22条第2項ではなく、一般的な自由又は幸福追求の権利の一部として、憲法第13条により保障されると考えます。旅行の自由は、単なる移動の自由ではなく、国の内外を問わず、旅行地の文化や人々との交流が人格形成に多大な影響を及ぼすという精神的自由の側面を有しているからです。

教授： それでは、海外渡航の自由を制限することはできませんか。

学生C：ウ 私は、海外渡航の自由は、憲法第22条第2項が根拠規定だと考えますが、憲法第22条第2項は、憲法第13条や憲法第22条第1項と異なり、「公共の福祉に反しない限り」という文言がありませんので、海外渡航の自由を制限することはできないと考えます。

学生D：エ 私は、海外渡航の自由といえども、無制限のままに許されるものではなく、公共の福祉のために合理的な制限に服するものと考えます。

教授： それでは、一定の場合に外務大臣が旅券の発給を拒否することができることを定める旅券法第13条第1項第7号の合憲性について、どのように考えますか。

学生E：オ 結論として、合憲であると考えます。旅券法第13条第1項第7号は、明白かつ現在の危険が存在する場合に限って旅券の発給を拒否していると解されますので、このように旅券の発給を拒否することができる場合を限定的に解すれば、憲法に違反するとはいえないと考えます。

(参考)

憲法

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

旅券法

(一般旅券の発給等の制限)

第13条 外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。

一～六 (略)

七 前各号に掲げる者を除くほか、外務大臣において、著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 (略)

1 1個      2 2個      3 3個      4 4個      5 5個

正解…1



## H20-1

### <生存権>

※厳密な学説の対立は意識せず、代表的なもの（過去問で問われたもの）を挙げます。

問題となる条文		憲法 25 条 I すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
問題の所在		<b>25 条って、抽象的で不明確な条文だけど、どの程度まで人権を保障する規定なんだろう？</b>
A 説	プログラム規定説 (25 条は、国に政治的・道徳的義務を課しただけの規定。) →戦後初期の通説	(理由) <b>資本主義社会では、自助の原則が妥当する。(自分のことは自分で助けろということ。)</b> ★20-1-ア (帰結) <b>生活保護法の保護基準について、25 条違反として争うことができない。</b>
B 説	抽象的権利説 (25 条は、それを具体化する法律によってはじめて具体的権利となる。)	(帰結 1) ← <b>この学説のポイント</b> <b>生活保護法の保護基準について、25 条違反として争うことができる。</b> ★20-1-エ (帰結 2) <b>立法不作為違憲確認訴訟についてまでは、25 条違反として争うことができない。</b> ★20-1-ウ
C 説	具体的権利説 (25 条は、それ自体で国民に具体的な権利を付与している。)	(帰結 1) ← <b>この学説のポイント</b> <b>立法不作為違憲確認訴訟について、25 条違反として争うことができる。</b> ★20-1-ウ (帰結 2) <b>25 条を根拠として、国に対して、生活扶助費の給付を求めることまではできない。</b> ★20-1-オ

次のA説からC説までは、生存権（憲法第25条第1項）の法的性格に関する見解である。次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

A説： 憲法第25条第1項は、国会に対してそこに規定された理念を実現するための政策的指針ないし政治的責務を定めたにとどまり、およそ法的な権利や裁判規範性を認めるものではない。

B説： 憲法第25条第1項は、これを具体化する法律の存在を前提として、当該法律に基づく訴訟において同条違反を主張することができ、その限りで法的権利を認めるものといえる。

C説： 憲法第25条第1項は、それ自体で裁判の基準となるのに十分に具体的な規定であり、その意味で直接国民に対し具体的権利を認めたものである。

ア 憲法第25条第1項が生存権保障の方法や手続を具体的に定めていないこと、資本主義体制の下では自助の原則が妥当するということは、A説の根拠となり得る。

イ 「憲法第25条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄である。」との見解は、A説の立場に立ったものである。

ウ ある者が、生存権を保障する立法がされないため生存権が侵害されていると考える場合、B説及びC説のいずれの説によっても、憲法第25条第1項を直接の根拠として国の不作為の違憲性を裁判で争うことができる。

エ 生活保護に関する法律の下で何らかの給付を受けている者が、当該法律の規定では、自己の生存権の保障として不十分であり、生存権が侵害されていると考える場合、B説及びC説のいずれの説によっても、憲法第25条第1項を根拠に当該法律の規定の違憲性を裁判で争うことができる。

オ C説の立場に立っても、生存権の保障をする具体的な立法がされない場合に、憲法第25条第1項を根拠として国に対して生活扶助費の給付を求めることまではできないとする結論を導くことが可能である。

- 1 アエ    2 アオ    3 イウ    4 イオ    5 ウエ

正解…3

## H24-2. H18-1

<衆議院の解散>

問題となる条文		憲法 69 条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10 日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。
問題の所在		<b>衆議院の解散ができる場合について明文があるのは 69 条だけだから、解散できるのは、その場合に限られるんじゃないの？</b>
A 説	69 条限定説	<b>明文があるのは 69 条だけ。 ★18-1-イ</b>
B 説	69 条非限定説	<b>「解散⇒総選挙」は民主主義に沿う。 ★24-2-ア, 18-1-エ</b>

次の文章は、立法権と行政権の関係に関する文章である。( )の中に後記の語句群の中から適切な語句を選択して文章を完成させた場合に、( ① )から( ⑤ )までに入る語句の組合せとして最も適切なものは、後記1から5までのうちどれか。

なお、( )の中には、後記の語句群のAからカまでの語句のうち一つのみが入り、各語句を2回以上使用することはないものとする。

立法権と行政権との関係については、各国ごとに様々な類型がある。この点について米国と日本の制度を比較すると、米国においては、( ① )という関係にあるのに対し、日本においては、( ② )という関係にあるという違いがあるといえる。日本国憲法が、内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負うと定めているのも、日本におけるそのような立法権と行政権との関係を表すものである。ところで、日本における内閣による衆議院の解散権については、内閣に無条件の解散権を認めると、( ③ )ことになるとして、内閣不信任決議があった場合にのみ認められるべきであるという考え方もあるが、慣行上、内閣は、衆議院による内閣不信任決議があった場合に限らず、衆議院を解散することができるという考え方による運用が確立している。内閣による解散権は、( ④ )という意義を有しており、加えて、内閣による無条件の解散権と衆議院による無条件の内閣不信任権が存在することにより、( ⑤ )ことになると考えられるということは、このような慣行を支持する根拠となる。

[語句群]

- A 主権者としての国民に対し、国政の在り方について意見表明する機会を提供する
- イ 立法権が一般的、抽象的法規範たる法律を定立する作用を有し、行政権が法律を執行する
- ウ 行政権と立法権が共に民主的基盤を有することを背景として、相互に、他方を抑制して均衡を保とうとしている
- エ 民主的基盤を有しない行政権が民主的基盤を有する立法権に強大な支配力を及ぼすことを可能とする
- オ 行政権の成立及び存続の基盤が立法権の信任を基礎としている
- カ 行政権と立法権は、他方の権限行使を抑止するために、常に民意に近づこうと行動する

- 1 ①イ ③エ
- 2 ①ウ ④エ
- 3 ②オ ④ア
- 4 ②イ ⑤カ
- 5 ③カ ⑤オ

正解…3

衆議院の解散は、憲法第 69 条に規定する内閣不信任決議案が可決され、又は内閣信任決議案が否決された場合のほか、憲法第 7 条の規定により、解散によって国民の意思を問うべき正当な理由がある場合には、行うことができるとする見解がある。次のアからオまでの記述のうち、この見解の根拠となるものの組合せとして最も適切なものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 天皇の国事行為は、形式的かつ儀礼的なものであって、その実質的決定権は、助言と承認を与える内閣にあり、天皇は、その助言と承認に拘束される。

イ 衆議院の解散は、憲法上明文をもって解散を行うことができる場合として規定されている場合にのみ行うことができる」と解すべきである。

ウ 衆議院の解散権は、立法作用でも司法作用でもなく、行政権を有する内閣が行使することができる。

エ 衆議院の解散は、総選挙によって国民の意思を問い、それを衆議院に反映させようという制度である。

オ 国会は、国権の最高機関である。

1 アエ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 ウオ

正解…1

## H16-2

<議院規則と国会法との関係>

※現場で判断するのが難しい文言が結構あるので、事前準備をしっかりとっておきます。

問題となる条文		憲法 59 条 I 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。 憲法 58 条 II 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
問題の所在		<b>議院規則 (58 条 2 項) も国会法 (59 条 1 項により制定) も、両方とも議院の内部事項について定めているけど、抵触した場合にはどちらが優先するの？</b>
A 説	法律優位説	法律は、国民の代表で構成される両院の議決で成立する (59 条 1 項) のに対し、規則の制定は一院の議決で足りる。 (つまり、国会法のほうが民主的だということ。) <b>★16-2-1</b>
B 説	規則優位説	①58 条 2 項には、(明治憲法 51 条にみられるような) 法律による制約が明記されていない。 <b>★16-2-4</b> ②法律が優先するとすると、その制定手続に内閣が関わることもあるけど (内閣の法律案提出権)、その場合には、各議院の自律に委ねるべき事項について内閣の口出しを許すことになっちゃう。 <b>★16-2-2</b> ③国会法は紳士協定と考えることができる。 (つまり、国会法を「暗黙の了解」程度に考える。) <b>★16-2-5</b>

国会の両議院は、それぞれその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定めることができるが、この議院規則と国会法との関係について、次の二つの見解がある。

第1説 国会法の効力が議院規則に優位する。

第2説 議院規則の効力が国会法に優位する。

次の1から5までの記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 国会法の成立には両議院の議決が必要であるのに対し、議院規則は一院の議決のみで成立するという手続の違いを重視すると、第2説を導きやすい。
- 2 第1説に対しては、内閣が法律案提出権を通じて各議院の自律にゆだねるべき事項について影響力を与えることになりかねず、適切ではないとの批判が可能である。
- 3 国会法の改廃について両議院の意思が異なる場合には衆議院の意思が優越することがあることから、第2説に対しては、参議院の自主性を損なうおそれがあるとの批判が可能である。
- 4 憲法上、各議院における手続及び内部の規律に関する事項について法律をもって制約することができる旨の規定がないことを重視すると、第1説を導きやすい。
- 5 各議院における手続及び内部の規律に関する事項について国会法が規定を置いているとしても、その規定は両議院の紳士協定以上の意味を有するものではないとの考え方は、第2説と矛盾する。

正解…2

## H23-2. H17-3

<内閣の法律案提出権>

問題となる条文		憲法 72 条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。
問題の所在		「議案」には法律案が含まれるの？（憲法上明文がない。）
A説	肯定説	①「提出権」であって、「審議権」ではない。 （国会の判断を拘束するわけではない。） ★23-2-ウ, 17-3-ウ ②どうせ内閣のメンバーの過半数が国会議員（憲法 68 条 1 項）。 （議員として法律案の提出ができるんだから、否定する意味はない。） ★23-2-エ, 17-3-オ



憲法上、内閣に法律案の提出権が認められているかについては、これを肯定する考え方と否定する考え方がある。次のアからオまでの記述のうち、「この考え方」が内閣の法律案の提出権を否定する考え方を指すものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア 「この考え方」は、憲法上の明文の規定の存否を重視した上、憲法第72条の「議案」とは、本来内閣の権限に属する作用についての議案のことであると主張する。
- イ 「この考え方」は、憲法が議院内閣制を採用しており、国会と内閣との協働関係を想定していることから導かれると主張する。
- ウ 「この考え方」に対しては、国会は法律案について自由に審議し、修正し、否決することができるとの反論がある。
- エ 「この考え方」は、仮に反対の立場に立ったとしても、議員たる国務大臣が議員の資格で発議することができることを考慮すると実質的な結論は変わらないと主張する。
- オ 「この考え方」の中にも、内閣による憲法改正案の提出権が認められるかという問題については、日本国憲法が憲法改正について立法権とは異なる独立の章で取り扱っていることなどを考慮し、法律案の提出権の場合とは異なる結論を導く見解がある。

(参考)

憲法

第72条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

- 1 アウ      2 アエ      3 イエ      4 イオ      5 ウオ

正解…1

内閣が国会に法律案を提出することが憲法上許されるかという問題については、これを肯定する立場と否定する立場とがある。次のアからオまでの記述のうち、**否定する立場の根拠となるものの組合せとして最も適切なものは**、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 憲法上、内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出することができる。

イ 憲法上、国会は、その立法過程において、他の国家機関の関与なしに、国会の議決のみで立法を行うことができるという「国会単独立法の原則」が認められている。

ウ 憲法上、国会は、法律案を自由に修正し否決することができる。

エ 憲法上、予算案の提出や憲法改正の発議については、明文で内閣や国会にその権能が与えられている。

オ 憲法上、内閣総理大臣及び過半数の国务大臣は、国会議員の中から選ばれることになる。

- 1 アイ    2 アオ    3 イエ    4 ウエ    5 ウオ

正解…3

## H21-3

<最高裁判所規則と法律との関係>

問題となる条文		<p>憲法 59 条</p> <p>I 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。</p> <p>憲法 77 条</p> <p>I 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。</p>
問題の所在		<p><b>最高裁判所は、規則で「訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項」を定める権限があるけど、これらの事項が法律でも定められて抵触した場合、どっちが優先するの？</b></p>
A説	法律優位説	<p><b>法律は、国民代表機関たる国会が制定している。</b>                  (つまり、法律のほうが民主的だということ。)                  ★21-3-1</p>
B説	規則優位説	<p><b>わざわざ 77 条 1 項が規定された意味を考えると、規則が優先する。</b>                  ★21-3-2 と同趣旨</p>
C説	同位説	<p><b>「後法は前法を廃する」の原則が妥当する。</b>                  (つまり、法律と規則に優劣を付けずに、新しく制定されたものを使えばいいということ。)                  ★21-3-3</p>

次の三つの見解は、最高裁判所の規則制定権の範囲内の事項について、法律と規則が競合的に制定され、両者が矛盾する場合の効力関係に関するものである。

第1説 法律の形式的効力が規則の形式的効力より強い。

第2説 規則の形式的効力が法律の形式的効力より強い。

第3説 法律と規則とは形式的効力において等しい。

次の1から5までの選択肢に記述された「この説」が、上記三つの説のうちどの説に最も適合するかによって、1から5までの選択肢を三つのグループに分類したとき、**他の選択肢が同じグループに入らない選択肢**は、次の1から5までのうちどれか。

- 1 この説は、法律が国権の最高機関であり国の唯一の立法機関である国会により制定されていることを根拠とする。
- 2 この説は、法律と規則とが競合した場合、当該事項についての知識・経験の豊富な機関が制定したものにゆだねることが望ましいことを根拠とする。
- 3 この説によれば、後に作成された法律又は規則が効力を有することになる。
- 4 この説は、憲法が法律と規則との効力関係について何ら規定を置いていないことを根拠とする。
- 5 この説は、憲法第31条がその根拠となるとする。

(参考)

憲法

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

正解…2

## H17-2

<条約に対する違憲審査>

※この論点は、論点1と論点2の区別がしっかり出来ているかで勝負が決まります。

問題となる条文		<p>憲法 81 条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。</p> <p>憲法 98 条 I この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。 II 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。</p>
(論点1) 憲法と条約との関係		
問題の所在		<b>81 条及び 98 条 1 項において、「条約」という文言が入っていないけど、これは、条約が憲法よりも優位だからってこと？</b>
A 説	憲法優位説 (通説)	<b>内閣の条約締結権は、憲法によって認められている。 ★17-2-1</b>
B 説	条約優位説	<b>98 条 2 項にいう条約の誠実な遵守を実効あらしめるという趣旨を徹底させる。 ★17-2-2</b>
(論点2) 条約に対する違憲審査は可能か？		
※論点 1 において条約優位説 (B 説) を採用すると、下位規範である憲法からの違憲審査は考えられないことになる (この場合、論点 2 は出てこない。)		
問題の所在		<b>憲法が条約よりも優位だとしても、憲法は国際協調主義の立場を採っているから、違憲審査権を及ぼすことまでは難しいんじゃないのかな？</b>
A 説	肯定説	<b>条約は 81 条の「規則又は処分」に含まれる。</b>
B 説	否定説	<b>81 条において、「条約」という文言が入っていない。 ★17-2-2</b>

※ひっかかりやすい肢 (覚えておくといいです。)

内閣の条約締結権が憲法によって定められた権能であることは、条約に対する違憲審査が可能であるとする説の根拠とはならない（H17-2-1）。

誤り→これは、憲法優位説（論点1）かつ肯定説・否定説（論点2）いずれの根拠ともすることができます。

条約が憲法に適合するか否かを最高裁判所又は下級裁判所が審査することができるかという問題について、肯定説と否定説の二つの見解がある。これらの見解に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 内閣の条約締結権が憲法によって認められた権能であることは、肯定説の根拠とはならない。
- 2 憲法第98条第2項が、日本国が締結した条約を誠実に遵守すべき旨を定めていることは、否定説の根拠とはならない。
- 3 内閣が締結し国会が承認して成立した条約については、強い合憲性の推定が働くと考えられるべきであるとの考え方は、肯定説と矛盾する。
- 4 憲法第81条が、裁判所の違憲審査の対象として条約を挙げていないことを重視すると、否定説を導きやすい。
- 5 条約が国家間の合意という特質を持ち、しかも極めて政治的な内容を含むという点を重視すると、肯定説を導きやすい。

正解…4

## H19-3

### <違憲判決の効力>

問題となる条文		憲法 98 条 I この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
問題の所在		<b>98 条には、憲法に反する法律は「効力を有しない」とあるけど、「違憲」とされた法律は、確定的に無効となっちゃうの？</b>
A 説	一般的効力説	<b>個別的効力説によると、同一法規の適用につき、違憲判決の適用を受けた人とそれ以外の人との間に不平等を生じる。</b> <b>★19-3-イ</b>
B 説	個別的効力説	①付随的審査制の下では、違憲審査は当該事件の解決に必要な限りで行われる。 (付随的審査制とは、事件解決に必要な限りで違憲判断をする制度です。憲法 81 条の違憲審査権は、この制度を採用していると言われています。) <b>★19-3-ウ</b> ②一般的効力説だと、裁判所による一種の消極的立法となり、立法権の権限を侵してしまう。 <b>★19-3-エ</b> ③違憲とされた法律については、国会が速やかに改廃するというのを憲法が期待しているとみれば、不平等な状態は生じない。 <b>★19-3-オ</b>
C 説	法律委任説	<b>憲法上規定がないから、違憲判決の効力は法律の定めに従うとする説</b>



次の二つの見解は、違憲であるとの判決がされた場合における法律の効力に関するものである。

第1説 その法律は、その事件に関する限り裁判所によって適用されないだけで、依然として法律としての効力を有する。

第2説 その法律は、当該判決によって当然に効力を失う。

次のアからオまでの記述のうち、「この見解」が第2説を指すものの組合せとして最も適切なものは、後記1から5までのうちどれか。

ア この見解は、憲法第98条第1項が憲法の条規に反する法律の全部又は一部はその効力を有しないと規定することを根拠とする。

イ この見解に対しては、法的安定性又は予見可能性を害し、また、不公平を生み、平等原則にも反するという批判がある。

ウ この見解は、違憲審査権が具体的事件の裁判に付随してその解決に必要な範囲においてのみ行使されることを根拠とする。

エ この見解に対しては、裁判所による一種の消極的立法を認めることになり、憲法第41条が国会は国の唯一の立法機関であると規定することに反するという批判がある。

オ この見解は、憲法上、国会は違憲とされた法令を速やかに改廃し、また、政府はその執行を控えるなどの措置を採ることが期待されているとする。

- 1 アウ    2 アエ    3 イエ    4 イオ    5 ウオ

正解…2

## H20-3

< 予算の法的性格 >

問題となる条文		<p>憲法 83 条                  国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。</p> <p>憲法 86 条                  内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。</p> <p>憲法 73 条                  内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。                  ⑤ 予算を作成して国会に提出すること。</p> <p>憲法 59 条                  I 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。</p>
問題の所在		<p><b>憲法上、「予算」には、「法律」と異なった数々の規定があるけど、「予算」と「法律」は区別して考えるものなの？（外国で予算と法律を同一のものと扱う国が多いので、問題になります。）</b></p>
A 説	<p>予算行政説                  （予算は単なる行政行為だとして、予算に法的性格を認めない。）                  →日本国憲法が制定された直後の時代の学説</p>	<p><b>（批判）</b>  <b>83 条（財政民主主義）の条文に反する。</b>  <b>★20-3-ア</b></p>
B 説	<p>予算国法形式説                  （予算の法的性格を認めたくなくて、予算を法律とは別個の独自の法形式だとする。）                  →通説</p>	<p><b>（理由）</b>  <b>予算は法律とは違い、国家行為のみを拘束するものであって、一般国民を拘束しない。</b>  <b>★20-3-ウ</b>  <b>（予算と法律の不一致）</b>  <b>法律とは成立手続が別個だから、法律だけ制定されて予算が不成立の場合と、予算だけ成立して法律が不成立の場合とがありうるが、いずれも予算の支出はできない。</b>  <b>★20-3-イ、オ</b>  <b>（予算の増額修正ができるか？）</b>  <b>法律とは別個だから、法律のように国会が自由に修正するのは難しい。もっとも、予算の同一性を損うような大修正を除き、することができる（通説）。</b></p>
C 説	<p>予算法律説                  （予算を法律それ</p>	<p><b>（根拠）</b>  <b>予算の成立手続は、法律の一種として、59 条 1 項にいう</b></p>

自体だと考える。) )	<p>「この憲法に特別の定のある場合」に当たるから、法律として考えることができる。</p> <p>(予算と法律の不一致)</p> <p>予算は法律それ自体だから、そもそも予算と法律の不一致はない。←この学説のポイント</p> <p>★20-3-オ</p> <p>(予算の増額修正ができるか?)</p> <p>予算は法律それ自体だから、もちろん国会が自由に修正できる。←この学説のポイント</p> <p>★20-3-エ</p>
-------------	--

次のA説からC説までは、予算の法的性格に関する見解である。次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

A説： 予算は、国会が政府に対して1年間の財政計画を承認する意思表示であって、もっぱら国会と政府との間でその効力を有し、法的性格を有しない。

B説： 予算に法的性格は認めるが、法律とは異なった国法の一形式である。

C説： 予算は、いわば予算法ともいべき法律それ自体である。

ア A説に対しては、財政民主主義の原則や財政国会中心主義の原則と矛盾するという批判が可能である。

イ B説によれば、法律が制定されてもその執行に要する予算が成立していない場合には、予備費の支出等、別途の予算措置を講じることによる支出を除き、支出をすることはできないと解することになる。

ウ C説の根拠として、予算は、いわば国家内部的に、国家機関の行為のみを規律し、1会計年度内の具体的な行為を規律するものであるという点をあげることができる。

エ C説によれば、国会は、内閣が提出する予算の減額修正権は有するが、増額修正権は有しないと解することになる。

オ B説及びC説のいずれの考え方によっても、予算は成立したが当該予算の執行を内容とする法律が不成立となった場合には、支出をすることはできないと解することになる。

1 アイ    2 アエ    3 イオ    4 ウエ    5 ウオ

正解…1

## H22-3①

<地方自治権保障の性質>

問題となる条文		第8章 地方自治 憲法 92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。
問題の所在		<b>憲法上、第8章で「地方自治」が保障されているけど、その保障の性質はどのようなものなの？</b>
A説	固有権説 (地方自治は、個人の人権と同じように保障される。)	<b>(批判)</b> <b>主権の単一不可分性と矛盾する。</b> <b>(地方自治を独立国家のように考えるのは、国家の主権を可分に考えているということになり、おかしい。)</b>
B説	伝來說・承認説 (地方自治は、国が承認する限りで認められるものである。)	<b>(帰結)</b> <b>国は、地方自治の廃止を含めて、地方自治保障の範囲を法律によって定めることができる。</b> <b>(批判)</b> <b>憲法がわざわざ地方自治を保障した意味がなくなる。</b>
C説	制度的保障説 (地方自治という歴史的・伝統的・理念的な公法上の制度を保障したものとみる。)  <b>★22-3-②</b>	<b>(内容)</b> <b>地方を統治する団体は、国に先行して存在するものであって、国の統治権を前提としていながらも、国によって侵害されない一定の統治権が保障されていると考える。</b> <b>そして、憲法 92 条の「地方自治の本旨」は、「国の法律をもってしても侵すことのできない地方自治制度の本質的内容ないし核心的部分を意味する」ことになる。</b> ※核心的部分の具体的内容として、代表的な学説は、地方公共団体の都道府県・市町村という二段階の重層的構造、議決機関としての議会の設置、長や議員等の直接公選制、自治行政権、財産管理権、条例制定権等、かなり広範囲なものが挙げられています。

## H22-3②

<二段階制（重層的構造）の保障の有無>

<p>問題となる条文</p>	<p>第8章 地方自治                  憲法 92条                  地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。                  憲法 93条                  I 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。                  II 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。                  憲法 94条                  地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。                  憲法 95条                  一の地方公共団体のみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。</p>
<p>問題の所在</p>	<p><b>憲法 92条から 95条までの条文には、いずれも「地方公共団体」という文言が入っている。そして地方自治法では、「都道府県及び市町村」が普通地方公共団体とされている。それでは、地方自治法上の「都道府県及び市町村」という二段階制は、憲法上保障されているものなの？</b></p>
<p>A説</p>	<p>立法政策説</p> <p><b>(帰結)</b>  <b>市町村だけを地方公共団体としたり、郡を地方公共団体としたり、道州を新たに設けることも可能</b>                  ※もっとも、憲法 92条の「地方自治の本旨」の制約は無視できないとする説が一般的である。</p>
<p>B説</p>	<p>二段階保障説①                  (都道府県と市町村の二段階構造が憲法上保障される。)</p> <p><b>(理由)</b>  <b>地方自治が憲法によって保障されるに至った歴史的背景(明治憲法下は、地方が中央の干渉を受ける立場にあったことから、日本国憲法では、干渉を受けないようにわざわざ憲法で地方自治を保障した。)を重視。</b>  <b>★22-3-④</b>  <b>(帰結)</b>  <b>現行の都道府県制を廃止して道州制を採用することは憲法違反になる。</b></p>
<p>C説</p>	<p>二段階保障説②                  (二段階構造は保</p> <p><b>(理由)</b>  <b>地方自治が憲法によって保障されるに至った歴史的背景を尊</b></p>

	障されているが、都道府県とするか道州制にするかについては、立法政策の問題とする。)	<p><b>重しつつも、時代の進展に伴う広域行政の必要性を考慮。</b>  <b>(帰結)</b>  <b>現行の都道府県制を廃止して道州制を採用することは「地方自治の本旨」に反しない限り、憲法違反とはならない。</b></p>
--	---	--

※道州制とは・・・行政区画として、北海「道」及びその他の「州」を置くというもの。現在、地方は膨大な債務を負っている状態なので、公共サービスの低下や税の上昇が起こっている。これを回避するため、現在の都道府県をガンガン合併して、もっと大きな単位である「州」にしてしまおうという考え方。

次の対話は、地方自治に関する教授と学生との対話である。後記の語句群の中から適切な語句を選択して対話を完成させた場合、( ① ) から ( ⑤ ) までに入る語句の組合せとして最も適切なものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

教授： 憲法には、地方自治の基本原則について、どのような定めがありますか。

学生： 憲法第 92 条は、地方自治の基本原則について、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」と規定しています。ここにいう「地方自治の本旨」には、一般に、( ① ) が含まれると解されています。

教授： 憲法による地方自治の保障の性質について、どのように考えますか。

学生： 私は、地方自治の保障は、地方公共団体の自然権的固有権的基本権を保障したものではなく、( ② ) を保障したものと考えます。

教授： 憲法上の地方公共団体の意義については、どのように考えますか。

学生： 私は、憲法上の地方公共団体であるといえるためには、( ③ ) と考えます。判例も同様の立場を採っています。

教授： 現行の地方自治法では、普通地方公共団体として都道府県と市町村が規定されていますね。このような重層的な地方公共団体の在り方が憲法上の要請が否かについては、どのように考えますか。

学生： 私は、( ④ ) を尊重する立場から、地方公共団体の重層的な構造は、憲法上の要請であると考えます。

教授： では、憲法第 94 条は、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」と規定していますが、この条例制定権の根拠については、どのように考えますか。

学生： 私は、条例は、( ⑤ ) であると考えます。判例も同様の立場を採っています。

[語句群]

ア 地域の住民の選挙により選出された地方公共団体の長と地方公共団体の議事機関である議会とが相互に抑制均衡するという権力分立の原則

イ 国から独立した団体が自己の事務を自己の機関により自己の責任において処理するという団体自治の原則

ウ 地方自治という歴史的・伝統的・理念的な公法上の制度

エ 地方公共団体が国民の基本的な人権と同じ意味において本来的に有する包括的な自治権

オ 住民の共同体意識という社会的基盤が存在し、沿革上及び行政上の実態として地方自治の基本的権能を付与された地域団体であることを必要とする

カ 住民に直接行政を執行する団体であって、その長が公選されていることをもって足りる

キ 地方自治が憲法によって保障されるに至った歴史的背景

ク 時代の進展に沿った国の立法政策

ケ 地方自治法の条項の授權に基づく委任立法の一種

コ 地方自治の本旨に基づき、直接憲法第 94 条により法律の範囲内において制定する権能を認められた自治立法

1 ①ア ②エ ③オ ④ク

2 ①ア ③カ ④ク ⑤コ

3 ①イ ②ウ ③オ ⑤コ

4 ①イ ②ウ ④キ ⑤ケ

5 ②エ ③カ ④キ ⑤ケ

正解…3



# 憲法条文 & 条文知識問題集

## 使い方

**憲法の条文知識問題対策です。まず条文を載せ、その後、条文知識に関する問題を載せました。問題を解いていくと、条文知識問題のポイントが掴めるようになります。**

### 日本国憲法

(昭和21年11月3日憲法)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第1章 天皇

#### 第1条

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

#### 第2条

皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

#### 第3条

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

#### 第4条

- 1 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。
- 2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

#### 第5条

皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。

#### 第6条

- 1 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。
- 2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

#### 第7条

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 1 憲法改正，法律，政令及び条約を公布すること。
- 2 国会を召集すること。
- 3 衆議院を解散すること。
- 4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 5 国务大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 6 大赦，特赦，減刑，刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 7 栄典を授与すること。
- 8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 9 外国の大使及び公使を接受すること。
- 10 儀式を行ふこと。

第8条

皇室に財産を譲り渡し，又は皇室が，財産を譲り受け，若しくは賜与することは，国会の議決に基かなければならない。

問1 内閣総理大臣の任免は，天皇が行う。

(解答) 1×

天皇が行うのは，「任命」のみである（6条1項）。

問2 両議院の議長は，両院の指名によって天皇が任命する。

(解答) 2×

天皇は国事行為として「法律の定めるその他の官吏の任免」の認証ができるが（7条5号），憲法上，両議院の議長の選任権は各議院に帰属すると規定されている（58条1項）。

問3 天皇は，法律及び政令を公布するが省令は公布しない。

(解答) 3○

7条1号。

問4 天皇は栄典を授与するが，憲法は，恩赦の認証と異なり，栄典の授与自体が天皇の国事行為であるとしており，栄典の授与の認証を国事行為とはしていない。

(解答) 4○

7条6号，7号。恩赦の決定は内閣の権能とされており（73条7号），天皇は認証のみを行うものとされている（7条6号）。これに対して，「栄典」は，7条7号により，その授与自体が国事行為とされており，栄典の授与の認証を国事行為とする明文の規定はない。

問5 天皇は、参議院の緊急集会を召集する。

(解答) 5×

参議院の緊急集会の召集は国会の召集(7条2号)には含まれない。参議院の緊急集会を求める権能は内閣にのみ属する(54条2項ただし書)。

問6 大赦・特赦・減刑・刑の執行の免除及び復権を行うことは、天皇の国事行為にあたる。

(解答) 6×

恩赦等の決定は内閣の職務となる(73条7号)。天皇の国事行為は恩赦等に対する「認証」だけである(7条6号)。

問7 「皇室の財産授受に関する国会の議決」(憲法第8条)には、衆議院の優越が認められない。

(解答) 7○

皇室の財産授受に関する議決については、衆議院の優越は規定されていないことから(8条参照)、両議院は対等の地位を有する。

問8 「皇室の費用に関する国会の議決」(憲法第88条)には、衆議院の優越が認められる。

(解答) 8○

皇室の費用は、「予算に計上して」国会の議決を経なければならない(88条後段)とされ、国会の議決方法は予算によるべきとされる。そして、予算については衆議院の優越が規定されていることから(60条2項)、この議決には衆議院の優越が認められる。

## 第2章 戦争の放棄

### 第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## 第3章 国民の権利及び義務

### 第10条

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

### 第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

### 第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

### 第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

- 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条

- 1 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条

何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

問9 奴隸的拘束は原則として認められないが、犯罪による処罰について、死刑を「残虐な刑罰」に当たらないと解釈する以上は、事案によって犯人の生命を奪うことも肯定されるのであるから、犯罪の重さとのバランスがとれていれば、奴隸的拘束が認められる場合がないとはいえない。

(解答) 9×

18条の文言は、苦役については、「犯罪に因る処罰の場合を除いては」として例外を認めているが、奴隸的拘束の場合には、「何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない」として、一切の例外を認めていない。

問10 請願は、広く一般公共的事項について行うことができるが、請願者自身の利害に関するものであることが必要である。

(解答) 10×

16条は請願の対象を何ら限定していない(「……その他の事項に関し」)。

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条

- 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条

- 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第24条

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条

- 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条

- 1 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条

1 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条

1 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条

1 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

問11 被告人が弁護士法に違反して、その所属弁護士会より懲戒処分が付せられた後、更に同一事実に基づいて刑事訴追を受け、有罪判決を言い渡されたとしても、憲法第39条後段に違反しない、という記述は最高裁判所の判例の趣旨に反しない。

(解答) 11〇

39条後段は、重ねて「刑事上の責任」を問うことを禁ずるものであるから、刑事上の責任を問うわけではない弁護士法上の懲戒処分と刑罰を併科しても、39条後段には反しない(最判昭29.7.2)。

第4章 国会

第41条

国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第42条

国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第43条

1 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

2 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第44条

両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身

分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第45条

衆議院議員の任期は、4年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第46条

参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。

第47条

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第48条

何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

第49条

両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

第50条

両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第51条

両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第52条

国会の常会は、毎年1回これを召集する。

第53条

内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第54条

- 1 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。
- 2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。
- 3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第55条

両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

第56条

- 1 両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 2 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第57条

- 1 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。
- 2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。
- 3 出席議員の5分の1以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

第58条

- 1 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。
- 2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

第59条

- 1 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。
- 2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以

上の多数で再び可決したときは、法律となる。

3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第60条

1 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

2 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第61条

条約の締結に必要な国会の承認については、前条第2項の規定を準用する。

第62条

両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第63条

内閣総理大臣その他の国务大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第64条

1 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

問12 予算及び法律について、その議案が参議院で議決されることなく衆議院の議決のみによって成立することはあり得るが、衆議院の議決なく参議院の議決のみによって成立することはない。

(解答) 12×

予算については60条2項、法律については59条2項、4項により、衆議院の議決のみによって成立させることができる。しかし、参議院の緊急集会(54条2項ただし書)があるので、後段については誤りである。なお、54条3項の同意がなくとも、将来に向かって効力を失うにとどまり、予算及び法律が成立しなかったことになるわけではない。

問13 衆議院が可決した法律案を参議院が可決しなかった場合には、衆議院が出席議員の3分の2以上の多数で再び可決して法律として成立させることができるが、衆議院の再議決の前には両院協議会を開くことが憲法上求められている。

(解答) 13×

法律案の再可決(59条2項)の場合における両院協議会の開催について、憲法は、「法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。」としており(59条3項)、予算(60条2項)や条約(61条・60条2項)、内閣総理大臣の指名(67条2項)とは異なって、その開催は任意的である。

問14 衆参両議院で可決された法律案であっても、法律として成立しないことがある。



(解答) 14○

法律案は両議院で可決したとき法律となるのが原則であるが、「この憲法に特別の定のある場合」にはその例外が認められる(59条1項)。そして、この「特別の定」として95条の地方特別法があり、たとえ両議院で可決された法律案であっても法律として成立しない。

問15 予算については衆議院の先議が要求されているが、条約については、衆議院の先議は要求されていない。

(解答) 15○

61条は、60条1項を準用していない。

問16 予算案について、参議院において衆議院の議決と異なる議決がされたときは、衆議院は両院協議会を求めることができることとなっている。

(解答) 16×

60条2項は、「予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても……」と規定している。そして、国会法85条1項は、「予算……について、……参議院において衆議院の送付案を否決したときは、衆議院は、両院協議会を求めなければならない。」としている。したがって、両院協議会は必要的に開かれる。

問17 条約の締結の承認について、衆議院で承認の議決をし、参議院で不承認の議決をした場合において、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び議決したときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

(解答) 17×

61条、60条2項。条約の締結の承認について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、両院協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院が承認の議決をした条約を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に議決をしないときは、衆議院の議決が国会の議決となる。

問18 国会の決議事項に於いて衆参両議院が異なった議決をなした場合には、それぞれの場  
合についての要件は異なるが、常に衆議院が参議院に優越する。

(解答) 18×

皇室の財産授受に関する8条や、予備費の支出に関する87条2項には、衆議院の優越は明示されていないことから、両議院は対等の地位を持つと解する他はない。

問19 両議院の議員の歳費の増額については、衆議院の議決が優越することはない。

(解答) 19×

議員の歳費については、法律で定める(49条)ので、法律案の議決の規定(59条)によることになる。したがって、衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆

議院で出席議員の3分の2以上の多数で再可決したときには、衆議院の議決が優先し、法律となる(59条2項)。

問20 日本国憲法は、国会の会期の延長について衆議院の議決の優越を規定していない。

(解答) 20○

国会の会期の延長についての衆議院の優越は、憲法ではなく、法律によって認められている(国会法13条)。

問21 衆議院と参議院は、開会及び閉会が同時に行われるのが原則である。ただし、例外として、衆議院が解散されたときは参議院は当然には閉会とはならない。

(解答) 21×

衆・参両議院は、同時に召集され、開会・閉会するものと解されている(同時活動の原則)。この原則は、「衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。」とする54条2項本文に現れている。

問22 国会議員は、国庫から相当額の歳費を受けるものとされ、その歳費は、その在任中減額されないことが憲法上保障されている。

(解答) 22×

国会議員の歳費受領権について、49条は、「……法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。」と規定するのみである。したがって、歳費がその在任中減額されないことが憲法上保障されているわけではない。

問23 議員不逮捕の原則には例外が認められるが、例外の具体的内容は憲法の明文に定められていない。

(解答) 23○

50条は「法律の定める場合を除いては」として、例外の具体的内容については憲法の明文ではなく、法律が規定することとしている(国会法33条)。

問24 国会の会期中に国会議員が逮捕されることを許諾し及び会期前に逮捕された国会議員の釈放を要求する権能を有するのは、その議員の属する議院であって国会ではない。

(解答) 24○

逮捕を許諾し、又は、釈放を要求するのは「その議院」である(50条、国会法34条)。

問25 憲法及び国会法は、国会の活動形態として、常会、臨時会、特別会の3種を定めており、いずれも内閣の助言と承認により天皇が召集するものとされている。

(解答) 25○

7条2号は、天皇の国事行為として、「国会を召集すること」と規定している。ここに国会とは、常会、臨時会及び特別会を意味するので、同条号により、いずれも内閣の助言と承認により天皇が召集することになる。

問26 常会は、毎年1月に召集することが憲法上求められている。

(解答) 26×

52条は、「国会の常会は、毎年1回これを召集する。」と規定するのみで、召集時期については触れていない。なお、国会法2条は、「常会は、毎年1月中に召集するのを常例とする」と規定している。

問27 参議院の緊急集会で採られた措置は、参議院が国会の権能を代行して行った臨時のものであるから、暫定的に効力を有するにとどまる。当該措置の効力を将来的に確定するためには、次の国会開会后、10日以内に改めて国会の同意を得なければならないが、国会の同意が得られなかったときは、将来に向かってのみその効力を失う。

(解答) 27×

緊急集会で採られた措置は、あくまで「臨時のもの」であり、その効力は暫定的なものであるが、10日以内に得なければならないのは、「衆議院の同意」であり、「国会の同意」を得なければならないとするのは誤りである(54条3項)。なお、同意が得られない場合、緊急集会の措置は失効するが、過去に遡及せず、「将来に向かってのみ効力を失う」ものとされる。

問28 参議院の緊急集会の期間中、参議院議員は、院外における現行犯罪の場合及び参議院の許諾がなされた場合以外に逮捕されることはない。また、その期間中に参議院で行った演説、討論及び表決については、民事上・刑事上の法的責任は問われないし、院内での責任も問われることはない。

(解答) 28×

緊急集会は、国会の「会期」ではないが、国会の職務を臨時に代行するものであるから、不逮捕特権の保障が及ぶ(憲法50条、国会法100条1項)。また、免責特権の保障(憲法51条)は、議院の活動であれば、会期外であっても及ぶから、緊急集会についても、当然その保障が及ぶ。しかし、同条で免責されるのは「院外での責任」であり、「院内での責任」は、免責特権とは関係がなく、独自に議員懲罰権(憲法58条2項)の対象となる。

問29 参議院の緊急集会は、内閣の助言と承認に基づいて天皇がこれを召集する。

(解答) 29×

緊急集會を求める権能は、内閣にのみ属する。国会の召集とは異なるから、天皇の権能とされていない(憲法54条2項ただし書、国会法99条)。

問30 国会の会議の定足数について、国会法を改正して、総議員の2分の1とすることも可能である。

(解答) 30×

国会の会議の定足数は憲法において規定されている事項(56条1項)であるから、「国会法を改正して、総議員の2分の1とすること」は不可能である。

問31 会議公開の原則には例外が認められるが、例外の具体的内容は憲法の明文に定められていない。

(解答) 31×

秘密会の開催が規定されている(57条1項ただし書)。

問32 両議院の秘密会は出席議員の3分の2以上の賛成があれば、如何なる事項についても許されるが、裁判の対審の非公開は仮に裁判官全員の賛成があっても、許されない場合がある。

(解答) 32○

57条1項ただし書, 82条2項ただし書。

問33 出席議員の5分の1以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

(解答) 33○

57条3項。

問34 憲法第95条の地方特別法は、法律は両議院で可決された時に成立するという憲法上の原則の唯一の例外である。

(解答) 34×

法律が両議院で可決された時に成立するという憲法上の原則の例外は、他に、衆議院の単独議決による場合(59条2項)、参議院の緊急集会の可決のみによる場合(54条2項, 3項)もある。

問35 法律は、官報・新聞等国民が周知し得るような方法によって公布されることにより、成立する。

(解答) 35×

「公布」とは、すでに成立した国法形式を広く国民に知らせるために表示する行為であり、これにより法律は効力を発し、施行される(最大判昭33.10.15)。しかし、法律が成立するのは、「両議院で可決したとき」(59条1項)である。

問36 内閣総理大臣や国務大臣に対して、答弁又は説明のため出席を要求することは、両議院の権能でなく、国会の権能である。

(解答) 36×

内閣総理大臣やその他の国务大臣に対して答弁又は説明のため出席を求めることができるのは、国会の権能ではなく議院の権能である（63条）。

問37 内閣は、条約を締結する前に、国会の承認を経なければならない。

（解答）37×

国会が承認をなすべき時期について、73条3号は、「事前に、時宜によっては事後に」と規定しており、必ずしも「条約締結前に」国会の承認を経る必要があるわけではなく、条約締結後（批准後）に承認を経ることも可能である。

問38 議院規則制定権も議員懲罰権も議院の権能であるが、憲法改正の発議は、国会の権能である。

（解答）38○

58条2項、96条1項。

問39 議員を除名するには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

（解答）39○

58条2項。

## 第5章 内閣

### 第65条

行政権は、内閣に属する。

### 第66条

- 1 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。
- 2 内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならない。
- 3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

### 第67条

- 1 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。
- 2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

### 第68条

- 1 内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、任意に国务大臣を罷免することができる。

### 第69条

内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

### 第70条

内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

### 第71条

前2条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第72条

内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第73条

内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

1 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

2 外交関係を処理すること。

3 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。

4 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

5 予算を作成して国会に提出すること。

6 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

7 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第74条

法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第75条

国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

問40 国務大臣については、内閣総理大臣が必ず国会議員の中から指名されなければならないのとは異なり、国会議員以外の者を任命することもできるが、その過半数は衆議院議員の中から選ばなければならない。

(解答) 40×

67条1項、68条1項ただし書。67条1項は、「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する」と規定している。しかし、68条1項但書は、国務大臣の「過半数は、国会議員の中から選ばなければならない」と規定しているため、過半数は国会議員の中から選ばなければならない。

問41 内閣総理大臣は在任中、内閣の同意がなければ逮捕されない。

(解答) 41×

75条。「内閣総理大臣の同意」である。

問42 内閣総理大臣は国務大臣の任命や国務大臣の訴追に対する同意、更には法律・政令の連署をなす権能を有する。

(解答) 42○

68条、74条、75条。

問43 成立した法律は、衆議院及び参議院の各議長が署名した上、天皇が公布するのに対し、制定された政令は、主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署した上、公告する。

(解答) 43×

74条は、「法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。」と規定している。したがって、法律及び政令のいずれについても、衆議院及び参議院の各議長が署名するものではない。また、7条1号は、「憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること」と規定しており、法律及び政令のいずれについても、天皇による公布が必要なのであって、政令について公告をするわけではない。

問44 憲法第66条第3項は、内閣は行政権の行使について国会に対し連帯して責任を負う旨規定しているが、個々の国务大臣がその所管事項について単独の責任を負うことが否定されているわけではない。

(解答) 44○

憲法66条3項の趣旨は、内閣は、総理大臣のもとに一体となって政治を行うとの原則に基づき、その責任も一体として負うことにした点にある。しかし、各大臣が個別に責任を負うことを否定する趣旨ではないと解されている。

問45 内閣の権能には、法律の執行、外交関係の処理、条約の締結が含まれる。

(解答) 45○

73条1号、2号、3号。

問46 内閣は、裁判官のすべてを任命するわけではない。

(解答) 46○

最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は、内閣が任命する(79条1項、80条1項)が、最高裁判所の長たる裁判官は、天皇が任命する(6条2項)。

問47 国务大臣の訴追に同意を与えることは、内閣の権限に属する。

(解答) 47×

同意権は、内閣総理大臣が有する(75条)。

問48 国の予算に計上された予備費を支出すること、国の収入支出の決算を国会に提出すること、国民に対し定期的に国の財政状況を報告すること、これらはすべて内閣の職務に属する。

(解答) 48○

87条1項、90条1項、91条。

問49 内閣は、国の財政状況について、国会にだけ報告すれば足りるというわけではない。

(解答) 49○

内閣は、国の財政状況について国会だけでなく、国民に対しても報告しなければならない(91条)。

問50 恩赦としての特赦は、有罪の言渡しを受けた特定の者に対して有罪の言渡しの効力を失わせるものであるが、この特赦の決定を、当該判決をした裁判所においてすることができると改めることは憲法に抵触する。

(解答) 50〇  
73条7号。

## 第6章 司法

### 第76条

- 1 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
- 2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
- 3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

### 第77条

- 1 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。
- 2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。
- 3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

### 第78条

裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関が行ふことはできない。

### 第79条

- 1 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。
- 2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。
- 3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。
- 4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。
- 5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。
- 6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

### 第80条

- 1 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を10年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。
- 2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

### 第81条

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

### 第82条

- 1 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。
- 2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第3章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。



問5 1 最高裁判所の裁判官の員数を改め、現在の員数より減らすことは違憲である。

(解答) 5 1 ×

最高裁判所の裁判官の員数は、法律で定めると規定されている (79 条 1 項)。

問5 2 最高裁判所の長官は天皇が任命し、任期が満了すると退官する。

(解答) 5 2 ×

最高裁判所長官を天皇が任命するという点は正しいが (6 条 2 項)、退官するのは法律の定める年齢に達したとき (定年) であって、任期満了によるのではない (79 条 5 項)。

問5 3 日本国憲法は特別裁判所の設置を明文で禁止しているが、弾劾裁判所は、憲法上の例外である。

(解答) 5 3 ○

すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属し (76 条 1 項)、特別裁判所は、これを設置することができない (同条 2 項前段)。もっとも、司法権がすべて裁判所に属するという原則には、憲法上の例外があり、裁判官の罷免に関し両議院の議員で構成する弾劾裁判所の裁判 (64 条) がこれにあたる。

問5 4 裁判官の任期は 10 年であって、最高裁判所の裁判官が任期満了後に再任されたときは、改めて国民審査に付される。

(解答) 5 4 ×

下級裁判所の裁判官の任期は 10 年であるが (80 条 1 項)、最高裁判所の裁判官には任期はない (79 条 5 項参照)。

問5 5 最高裁判所の裁判官の国民審査は、衆議院議員の総選挙の際に行われ、参議院議員の通常選挙の際に行うことは許されない。

(解答) 5 5 ○

79 条 2 項。

問5 6 最高裁判所の裁判官は、憲法第 79 条第 2 項に定める国民審査の結果によって罷免される場合があるほか、憲法第 78 条に定める「公の弾劾」により罷免される場合があるが、それ以外の方法で罷免することは許されない。

(解答) 5 6 ×

最高裁判所の裁判官については、79 条 2 項に定める国民審査による場合、78 条に定める「心身の故障のために職務を執ることができない」(裁判官分限法 1 条参照) 場合、及び「公の弾劾による場合」の 3 つの場合に罷免される。本記述は、「心身の故障のために職務を執ることができない」場合が抜けている。

問57 最高裁判所は、裁判所の予算を作成して、国会に提出することができる。

(解答) 57×

予算の作成と国会への提出は内閣の権限である(73条5号, 86条)。

問58 下級裁判所裁判官の指名も訴訟に関する手続・弁護士等に関する事項についての規則の制定も最高裁判所の権能である。

(解答) 58○

最高裁判所規則の対象となる事項の中に、「訴訟に関する手続」、「弁護士に関する事項」がある(77条1項)。下級裁判所裁判官の指名権は、最高裁判所の権能である(80条1項本文)。

問59 日本国憲法は判決の言渡しはいかなる場合でも公開法廷で行うものと定めている。

(解答) 59○

82条。

問60 両議院は出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは秘密会を開くことができると同様、3人の裁判官で構成される裁判はそのうちの2名の賛成があれば、対審を公開しないで行うことができる。

(解答) 60×

前段部分は57条1項ただし書により正しい。しかし、対審の非公開は、裁判官の全員一致によらなければならない(82条2項本文)。

問61 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した事件の判決を公開法廷で行わなくても憲法には違反しない。

(解答) 61×

公開しないで行うことができるのは、このような事件の「対審」のみである(82条2項)。

問62 性別についての平等な取扱いが問題となっている刑事裁判について、裁判官の全員一致で対審を公開しないことにしても憲法に違反しない。

(解答) 62×

性別についての平等な取扱いが問題となる「刑事事件」については、「憲法第3章で保障する国民の権利が問題となっている事件」にあたるから、その裁判は常に公開しなければならない(82条2項ただし書)。

問63 最高裁判所裁判官は、国民審査によって罷免される場合があるが、公の弾劾によりその意に反して罷免されることはない。

(解答) 63×

本問前段の国民審査については正しい(79条2項～4項)。しかし、64条は弾劾裁判の客体を「罷免の訴追を受けた裁判官」と規定し、最高裁判所裁判官を除外していないから、最高裁判所裁判官も公の弾劾をうける。

問64 懲戒処分として裁判官を罷免することもできる旨の法律を制定することは、憲法に違反する。

(解答) 64○

罷免事由を限定した78条前段の趣旨から、「懲戒処分」(同条後段)に懲戒罰としての罷免を設けることは許されない。

問65 裁判官が一定期間病欠欠席した場合に、その期間中の報酬を減額することは憲法に違反する。

(解答) 65○

「報酬は、在任中、これを減額することができない」(79条6項後段、80条2項後段)。

## 第7章 財政

### 第83条

国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

### 第84条

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

### 第85条

国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

### 第86条

内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

### 第87条

- 1 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。
- 2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

### 第88条

すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

### 第89条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

### 第90条

- 1 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
- 2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

### 第91条

内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年1回、国の財政状況について報告しなければならない。

問66 予算は必ず先に衆議院に提出することを要するが、法律案は予算を伴うものを除き、必ずしも先に衆議院に提出する必要はない。

(解答) 66×

法律案は衆議院先議ではない。たとえ予算を伴っても同様である(60条1項参照)。

問67 天皇及び内廷にある皇族の日常費用は、予算に計上することを要しない。

(解答) 67×

すべて皇室の費用は予算に計上しなくてはならない(88条)。

問68 予見し難い予算の不足に充てるための予備費を設けるには、国会の議決を要する。

(解答) 68○

87条1項。

問69 決算は、原則として、国会に提出する前に会計検査院の検査を受けなければならないが、特別の事情があるときは、先に国会へ提出し、承認を得ることができる。

(解答) 69×

国の収入支出の決算は、会計検査院の検査を受けたあと、その検査報告とともに内閣が国会に提出するものとされている(90条1項)。この原則に例外は認められていない(財政法39条、40条)。

## 第8章 地方自治

### 第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

### 第93条

- 1 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
- 2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

### 第94条

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

### 第95条

一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

問70 地方自治特別法を制定するのに必要な地方公共団体の住民投票は、国会の議決の前に行わなければならないが、国会の議決の後に行うことは違憲である。

(解答) 70×

95条は、地方自治特別法に関する住民投票の時期については、特に定めていない。なお、国会法67条は国会の議決の後に行うとしている。

問71 地方自治特別法を廃止する法律を制定する場合には、国会の議決だけで足り、当該地方公共団体の住民投票を行わなくても違憲ではない。

(解答) 71○

95条は、地方自治特別法を廃止する場合については、何も規定していない。

問72 地方公共団体の長は住民によって選出された当該地方議会の議員がこれを選挙するものとするは許される。

(解答) 72×

93条2項。

### 第9章 改正

#### 第96条

1 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

問73 憲法改正の発議については、衆議院の議決が優越することはない。

(解答) 73○

憲法改正の発議については、事柄の重大性に鑑み、できる限り両議院の意思の一致を得て行われるべきであるという理由で、各議院の総議員の3分の2以上の賛成を必要とし、衆議院の優越を認めていない(96条1項前段)。

問74 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

(解答) 74○

96条1項。

問75 憲法改正の発議は、各議院の総議員の3分の2以上の出席で議事を行い、出席議員の3分の2以上の多数でこれを決する。

(解答) 75×

憲法改正を発議するには、「各議院」の「総議員の3分の2以上」の「賛成」が必要である(96条1項前段)。

問76 憲法改正については、天皇が公布することとされていない。

(解答) 76×

7条1号、96条2項。

第10章 最高法規

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条

1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。



# あなたの熱意 辰巳の誠意

## 辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6  
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）  
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F  
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）  
京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435  
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F  
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F  
TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階  
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335